平成１７年（排）第４号

# 排　除　命　令　書

那覇市田原三丁目１番１２号神田ビル２０１
有限会社サンライズ学院
同代表者　代表取締役　上江洲　美恵子

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

## 主　　文

１　有限会社サンライズ学院は，国，地方公共団体等の職員を採用するための試験の受験対策用に開設した各種講座の受講生募集に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１５年１２月２日付け琉球新報に掲載した広告において行った，平成１５年度において，合計１４６名の者が当該講座を受講して国，地方公共団体等の職員を採用するための試験に合格したかのような表示及び当該講座を受講した者のうち９４パーセントの者が国，地方公共団体等の職員を採用するための試験に合格したかのような表示は，それぞれ事実と異なるものであり，かかる表示は，当該講座の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　有限会社サンライズ学院は，今後，国，地方公共団体等の職員を採用するための試験の受験対策用に開設した各種講座の受講生募集に関し，前項の表示と同様の表示を行うことにより，当該講座の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

３　有限会社サンライズ学院は，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなけ

ればならない。

事　　実

1　有限会社サンライズ学院（以下「サンライズ学院」という。）は，肩書地に本店を置き，国，地方公共団体等の職員を採用するための試験（以下「公務員採用試験」という。）の受験指導を行う事業者である。

2　サンライズ学院は，公務員採用試験の受験予定者である一般消費者を対象として公務員採用試験の受験対策用の各種講座（以下「公務員採用試験対策講座」という。）を開設している。

3 (1) 公務員採用試験の受験対策用の講座を開設している事業者の中には，その受講生募集に関し，自らの講座を受講した者のうち公務員採用試験に合格した者の数，その比率等（以下「合格実績」という。）を自らの受験指導の実績として新聞広告，パンフレット等に表示している者があり，これら事業者が示す合格実績は，一般に，公務員採用試験の受験予定者が事業者を選定する際の重要な要素になっている。

(2) サンライズ学院は，年間を通じ，新聞広告において，公務員採用試験対策講座の受講生募集に関する表示を行っている。

4　サンライズ学院は，公務員採用試験対策講座の受講生募集に関し，平成１５年１２月２日付け琉球新報に掲載した広告において，「県庁・国Ⅱ・市役所・警察官・消防士早めの対策が合格への近道!!」と大きく記載の上，「平成１５年度合格実績」と題して，「県庁（上級）警察官Ａ・Ｂ６２名」，「国家Ⅱ種・防衛庁Ⅲ種・刑務官１５名」，「東部消防・郵政一般職・海洋博記念財団・沖縄都市モノレール１３名」，「市・町・村５６名」と記載した上で，「合格者合計１４６名」，「合格率９４％」と記載することにより，あたかも，平成１５年度において，合計１４６名の者がサンライズ学院の公務員採用試験対策講座を受講して公務員採用試験に合格したかのように表示し，また，当該講座を受講した者のうち９４パーセントの者が公務員採用試験に合格したかのように表示しているが，実際には，平成１５年度において，当該講座を受講して公務員採用試験の第一次試験に合格した者は合計延べ９７名であり，当該講座を受講して公務員採用試験に最終合格した者は公務員採用試験の第一次試験終了後に公務員採用試験対策講座を受講した者を含めても合計延べ１１４名であって，合計１４６名の者が当該講座を受講して公務員採用試験に合格したという事実はなく，また，合格率９４パーセントは架空の数値であった。

## 法　令　の　適　用

上記事実によれば，サンライズ学院は，公務員採用試験対策講座の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１７年２月２５日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　小　林　　惇

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄